

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 5 月 14 日 (金) 第 208 号 の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

収 用 委 員 会 告 示

○収用裁決手続開始の決定

(収用委員会取扱い) 1

収 用 委 員 会 告 示

鹿 児 島 県 収 用 委 員 会 告 示 第 1 号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により，裁決手続の開始を次のとおり決定した。

令和 3 年 5 月 14 日

鹿 児 島 県 収 用 委 員 会

- 1 起業者の名称
国土交通大臣

- 2 事業の種類

一般国道3号改築工事（南九州西回り自動車道「芦北出水道路」・熊本県水俣市ひばりヶ丘地内から鹿児島県出水市明神町地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに一般国道，市道，二級河川，農業用道路及び農業用水路付替工事

- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在，地番，地目及び地積等

土地の所在	地 番	地 目		全体の地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公 簿	実 測	
鹿 児 島 県 出 水 市 境 町	2711番	山林	山林	243	285.12	280.26
	4026番	山林	山林	3,840	3,840.33	413.36

- 4 土地所有者の氏名及び住所

黒木秀一
鹿 児 島 県 鹿 児 島 市 原 良 三 丁 目 14 番 11 号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名，住所及びその権利の種類

出水市
上記代表者 出水市長 椎木伸一
鹿 児 島 県 出 水 市 緑 町 1 番 3 号
土地使用借権

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和 3 年 4 月 28 日